

住宅用地申告書

令和 年 月 日

尼崎市 長 あ て

納税義務者	氏名 (名称)		電話	() -
	住所	〒	個人番号 又は法人番号	

尼崎市市税条例第51条の3の規定に基づき、次のとおり申告します。
 なお、申告の内容に変更があった場合は、次年度の1月31日までに尼崎市に報告します。

1 対象土地の内容（同一利用のものはすべて記載してください）

所在地番	地積	所在地番	地積
尼崎市	. m ²	尼崎市	. m ²
尼崎市	. m ²	尼崎市	. m ²
尼崎市	. m ²	尼崎市	. m ²

2 申告理由（該当するものに○印をお付けください）

新築 ・ 増改築 ・ 家屋の滅失 ・ 家屋の用途変更 ・ 土地の利用変更

3 家屋の内容（上記 新築・増改築・家屋の滅失の場合）

居住年月日	年 月 日	家屋番号		構造		種類		戸数	
増改築の内容 (新築・滅失は記載不要)									
階数	階建	延床面積	. m ²	居住面積	. m ²	家屋所有者			
駐車場の併設		全部居住者用 ・ 月極あり					駐車場 施工図面		
(月極ありの場合)		総駐車台数 (①+②) 台 ① 住宅の居住者用の台数 (台) ② ①以外の台数 (台)							

4 家屋の用途変更

用途変更年 月	年 月	旧用途		新用途	
階数	階建	延床面積	. m ²	居住面積	. m ²

5 土地の用途変更

用途変更年 月	年 月	用途		住宅敷地面積	. m ²
---------	-----	----	--	--------	------------------

起 案 令和 年 月 日
 認定します。 回議完了 令和 年 月 日

課 長	係 長	起 案	(回議・摘要)

家屋の用途変更 家屋担当（回議 土地担当）⇒課長
 土地の用途変更 土地担当（回議 家屋担当）⇒課長

個人番号（通称：マイナンバー）の記載と本人確認書類の提出（提示）

固定資産税・都市計画税の住宅用地の特例適用事務を行うため、本申告書の所定の欄に、個人番号（通称：マイナンバー）又は法人番号を記載する必要があります。また、マイナンバーを記載した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、本人であることを確認するため、番号確認（正しい番号であることの確認）と身元確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が義務付けられています。

つきましてはお手数ですが、申告書の「個人番号又は法人番号」欄に、納税義務者のマイナンバー又は法人番号（納税義務者が複数おられる場合は、共有代表者のマイナンバー又は法人番号）を記載いただくとともに、マイナンバーを記載した場合は、下記の表にあるとおり、番号確認と身元確認をするための書類の写しを添付してください。

なお、申告書を来庁にて提出いただく場合は、下記の書類を持参し、ご提示いただきますよう、お願いします。

本人確認に必要な書類について

※下記の表のとおり、番号確認と身元確認をするための**2種類の書類**が必要になります。

番号確認に必要なもの (以下、①～④のいずれかの写し)	身元(実存)確認に必要なもの (以下、①～③のいずれかの写し)
① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)	① 個人番号カード(表面:氏名、住所、生年月日等の記載がある面)
② 通知カード	② 顔写真付き身分証明書(以下の中から、 <u>いずれか1点</u>) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等(官公署から発行・発給された書類で <u>顔写真の表示があり</u> 、氏名、生年月日又は住所が記載されたもの)
③ 住民票 (個人番号の記載があるもの)	③ <u>顔写真なし</u> の身分証明書(以下の中から、 <u>いずれか2点</u>) (1) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書(いずれも提出時において、領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内のもの)
④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)	(2) 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本・抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳(いずれも提出時において有効なもの又は発行・発給されてから6ヶ月以内のもの) (3) 写真なし社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し(いずれも提出時に有効なもの)